

第2期豊中市スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第2期豊中市スポーツ推進計画策定支援業務

2. 目的

本市では、市民がスポーツの多様な効果・効用を一層享受し、豊かな生活を営むことを資するよう、市民の参画と多様な主体の協働により、効果的な取組みを展開していくことをめざし、平成25年（2013年）3月に「豊中市スポーツ推進ビジョン」を策定した。この中で、「スポーツではぐくむ 元気なひと・まち・未来～すべての市民が、それぞれの関心や目的に応じたスポーツに親しみ、健康で活気に満ち、ひとやまちとのつながりにあふれたスポーツ文化の推進～」をめざすべき姿（目標像）として定め、ビジョンの実現に向けて体系的・計画的に具体的な方策を推進するため、平成26年（2014年）3月に豊中市スポーツ推進計画（以下「現行計画」という。）を策定し、スポーツ・レクリエーション活動を行う機会を提供するため、具体的な取組みを進めてきた。

本業務は、現行計画における施策やその効果を検証し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について考慮した、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする、第2期豊中市スポーツ推進計画（以下「第2期計画」という。）を策定するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

4. 委託業務の内容

令和4年度中の策定を予定している「第2期豊中市スポーツ推進計画」の策定作業全般にわたる支援業務を行うこと。

（1）第2期計画の策定準備

第2期計画の策定支援にあたり、その準備として、以下の業務を行う。

① 情報収集及び動向等の整理

近年のスポーツ推進施策について、国や大阪府、他自治体等の情報を収集し、動向等について整理する。

② 現行計画の課題整理及び第2期計画の策定方針の検討

現行計画の課題を整理し、令和3年度に実施した本市の「スポーツ推進についてのアンケート 子どもの運動やスポーツについてのアンケート」の結果を踏まえて第2期計画の策定方針について検討し、提案する。

（2）ヒアリング調査の実施支援

第2期計画策定にあたり、庁内関係部署へのヒアリング調査の支援を行う。ヒアリング調査では、関連する施策等を行う部署が策定する各種計画等の整合性を図ること及び関係部署との役割を明確にすることを目的に、庁内外10部署程度を対象に実施する予定である。なお、ヒアリング調査は1部署につき、1回45分間程度とし、各部署2回ずつ実施する予定である。

① 資料の作成

調査項目について、担当課と協議の上、必要な資料の作成を行う。

② 円滑な調査実施への支援

ヒアリング調査に出席し、調査が円滑に進むよう支援を行う。

③ ヒアリング調査の結果とりまとめ

ヒアリング調査の結果をとりまとめ、第2期計画への反映内容等の提案を行う。

(3) 第2期計画の策定支援

第2期計画の策定支援として、以下の業務を行う。

① 施策等の検討

- ・第2期計画で実施すべき施策等を検討し、提案する。
- ・第3期スポーツ基本計画、第3次大阪府スポーツ推進計画、他自治体のスポーツ推進計画の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、本市の特性を活かし、現実的かつ具体的な施策として実施できる項目を提案する。
- ・「スポーツ推進についてのアンケート 子どもの運動やスポーツについてのアンケート」結果をふまえ、現行計画を刷新し、提案する。
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について考慮し、提案する。

② デザイン及びレイアウトの検討

見やすく、分かりやすい表紙を含めたデザイン及びレイアウトを提案する。

③ 年次報告書雛型の検討

- ・施策に対する評価指標の考え方及び評価方法を提案する。
- ・進捗状況を報告するための調査表及び年次報告書雛型を検討し、提案する。

(4) 審議会の運営支援

豊中市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）において検討及び審議を行い、第2期計画を策定する。第2期計画の策定を行う審議会の運営について、以下の支援を行う。なお、審議会は、期間中4回程度開催する。

① 審議会資料の作成

審議会各回において検討する資料及び会議に必要な書類について作成する。

② 審議会への出席及びその他打合せ等への出席

審議会への出席及び事前、事後の調整・打合せ等に出席する。

③ その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市及び審議会が指示する事項

(5) 第2期計画及び報告書のとりまとめ

(1) から(4) で整理された内容を踏まえた第2期計画の案（パブリックコメント（豊中市意見公募手続きに関する条例）実施時の案及び関係資料を含む。）を段階

的に策定し、最終的な第2期計画の策定支援を行う。

また、各調査の結果及び審議会会議録等についてもとりまとめ、報告書を作成する。

(6) 意見公募手続き（パブリックコメント）の支援

市民の意見を幅広く反映していくため、意見公募手続きを予定しており、これらに必要な支援を行うこと。

① 意見公募手続きに係る資料の作成

② 寄せられた意見の整理・集約

(7) その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項

5. 成果物

(1) 第2期計画（本編）

A4版 2色刷り 50頁程度 200部

(2) 第2期計画（概要版 リーフレット）

A3版 2色刷り 両面1枚中折 200部

(3) 第2期計画書（本編）及び（概要版）の印刷用版下、年次報告書雛型、年次報告調査表、その他参考資料のデータ（電子媒体）一式

CD-ROM 2枚

(4) 報告書

関係部署ヒアリング調査結果・審議会議事録のデータ（電子媒体）一式

6. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。また、受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

7. 履行及び納入場所

「5 成果物」のうち関係部署ヒアリング調査結果は、報告結果がまとまり次第、審議会各回の議事録は審議会開催日から10日以内に、その他の成果物については、令和5年3月24日（金）までに、豊中市スポーツ振興課執務室に納入すること。

8. 契約代金の支払い

契約代金の支払いは、成果品が納品された後1か月以内に支払うこととする。

9. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

10. その他

- (1) 受託者が本業務遂行過程で作成した資料等の法的権利は、市に帰属するものとし、逐次提出すること。
- (2) 本業務の履行のために必要な資料は貸与するが、本業務完了後速やかに委託者に返却すること。
- (3) 集計を終えた個別データは完全削除処分とすること。また、データ等の取り扱いにあたっては、セキュリティ対策の措置を講じること。
- (4) 業務遂行に必要な備品及び消耗品は、受託者が全て用意すること。
- (5) 業務を行うにあたっては、随時、市担当者と打合せを行い、密接な連携を図ること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様書で疑義が生じた場合は、双方協議の上、定めるものとする。